



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 上場会社    | フジテック株式会社         |
| 代表者     | 代表取締役社長 内山 高一     |
| (コード番号  | 6406)             |
| 問合せ先責任者 | 常務執行役員財務本部長 加藤 義一 |
| (TEL    | 0749-30-7111)     |

### 株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の当社第 66 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式報酬型ストックオプションの導入について

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることについて、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。

#### 2. 株式報酬型ストックオプションの内容

当社の取締役の報酬等の額は平成 19 年 6 月 27 日開催の当社第 60 期定時株主総会において、一事業年度あたり 5 億円以内（うち社外取締役は年額 34 百万円以内）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、この報酬額とは別枠で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、一事業年度あたり 1 億円以内で付与するものであります。

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は次のとおりです。

#### ①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は 400,000 株を上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1,000 株とする。ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割または株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ。）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

②新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる新株予約権の総数 400 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

③新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、当該払込金額は、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日から 30 年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上